

瀬戸市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第10号

瀬戸市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市青少年問題協議会設置条例（昭和30年瀬戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第2条 協議会は、委員25人以内で組織し、委員は市長が任命する。	(組織) 第2条 協議会は、委員25人以内で組織する。
(会長及び副会長) 第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。	(会長及び副会長) 第3条 会長は、会務を総理する。
2 会長は、会務を総理する。	2 前項の委員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。	2 協議会に副会長1人を置き委員の互選によってこれを定める。
(委任) 第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。	3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。
	(委任) 第6条 この条例に定めるものを除く外、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。